

錦江町農業委員会 2 月定例総会会議録

○ 開催日時 令和 4 年 2 月 2 5 日（金） 午後 1 時 3 0 分から

○ 開催場所 本庁 2 階会議室

○ 委員（農業委員 14 人、農地利用最適化推進委員 8 人）

会長	1 番	宿利原 勝吉
会長代理	2 番	鈴 一磨
委員	3 番	徳永 哲朗
委員	4 番	毛下 利美
委員	5 番	鳥越 秀一
委員	6 番	元丸 敏朗
委員	7 番	寺田 郁哉
委員	8 番	貫見 和洋
委員	9 番	内菌 雄治
委員	1 0 番	鍋 康博
委員	1 1 番	本釜 好子
委員	1 2 番	宿利原 進
委員	1 3 番	安水 純一
委員	1 4 番	坂元 博美

農地利用最適化推進委員	内菌 政文
農地利用最適化推進委員	山中 徹
農地利用最適化推進委員	水流 佳文
農地利用最適化推進委員	竹原 政洋
農地利用最適化推進委員	畠中 正秋
農地利用最適化推進委員	折小野 道男
農地利用最適化推進委員	横原 利己
農地利用最適化推進委員	弓指 義洋

○ 欠席

農業委員 徳永委員

推進委員 水流委員 弓指委員

○事務局職員 事務局長 落司 毅・書記 折久木まり子・山下 友幸

○議事日程

1、開会

2、農業委員憲章朗読

3、会長あいさつ

4、議 事

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会務報告について

第3 附議事項

議案第 37 号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の錦江町長に対する要請について

議案第 38 号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について

議案第 39 号 非農地証明願いについて

議案第 40 号 農業経営基盤の強化の促進に係る基本的な構想の見直しに係る意見について

○事務局長	只今から令和4年2月の定例総会を始めます。姿勢を正してください。一同礼。憲章朗読を7番の寺田委員にお願いいたします。
○寺田委員	憲章朗読
○事務局長	ありがとうございました。では、会長の挨拶をお願いいたします。皆さんこんにちは。
○会長	ご苦勞さまでございます。ただいまより令和4年2月の錦江町農業委員会の議事を開会いたします。先ほどもありましたとおり、徳永委員と水流委員と弓指推進委員の欠席の申出が来ておりますが、錦江町農業委員会会議規則第8条の規定により、総会は成立していることをお知らせいたします。それでは錦江町農業委員会会議規則第23条第2項の規定により、本日の会議録署名員に、12番、宿利原委員と13番、安水委員を指名いたしますのでよろしくをお願いいたします。次に「会務報告について」を議題とします。事務局の報告をお願いいたします。
○事務局長	では会務報告をいたします。資料は1ページをご覧いただきたいと思えます。まず、21日ですが、現地調査、非農地証明願が来ておりましたので、事務局と元丸委員・弓指委員4名で現地調査したところでございます。続いて22日、農地中間管理事業担当者会議、これはウェブ会議ということで、開催されました。続いて24日、錦江町技連会がございました。続いて25日、農業委員会2月定例会、本日でございます。続いて3月2日、鹿児島県農業会議事務局等会議ということで、鹿児島市で開かれるようになっております。私のほうで出席したいと思っております。ここには書いてございませんが、令和3年度の鹿児島県農業委員会大会、これはもう中止になったということでお知らせをしましたが、その冊子が皆様方のお手元に届いていると思えます。これは帰っていただいてからお目通しを願いたいと思えます。それとこの関係に付随して、この農業委員会大会で宿利原会長が表彰を受けることになっておりました。大会が中止になったということで「また後日、農業会議で行われる会のときに改めて表彰する」と農業会議から連絡が来ておりますので、お知らせしておきたいと思えます。会務報告は以上です。
○会長	ただいまの会務報告について、質問等はありませんか。
○委員	無し
○会長	無いようですので以上で会務報告を終わり付議事項に入ります。議案第37号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画の錦江町長に対する要請について」を議題としますが、公平な審議をするため、○○委員の退席をお願いいたします。
○事務局長	では資料は3ページをご覧いただきたいと思えます。受付番号は4番でございます。譲渡人は○○さん、鹿屋市の方でございます。申請に係る土地ですけれども、神川字中尾6,359の2、地目は台帳、現況ともに畑でございます。地

	積が 3,430 m ² 、譲受人は〇〇さん、令和自治会でございます。事務局の説明は以上です。
○会長	次に宿利原委員の報告をお願いいたします。
○宿利原進 委員	受付番号 4 番、場所は〇〇さんの自宅の隣でありまして、長年、〇〇さんが耕作していた畑を今回買って下さいということで話がまとまったそうです。10 アール当たり〇〇円ということです。よろしく申し上げます。
○会長	事務局の説明と担当委員の報告ありましたが、質疑はありませんか。
○委員	無し。
○会長	質疑なしと認め採決いたします。お諮りします。議案第 37 号については、原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	無し
○会長	異議なしと認めます。したがいまして議案第 37 号については原案のとおり許可することに決定しました。ここで〇〇委員の入室を求めます。続いて議案第 38 号「農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定による、農用地利用集積計画の錦江町長に対する要請について」を議題としますが、ここでお諮りします。資料のとおりこの議案は 70 筆の審議となっております。公平な審議とするため、委員の退席を求めなければならない案件もあることから、8 回に分けて審議したいと思います。異議ございませんか。
○委員	無し。
○会長	異議なしと認めます。それでは、692 番から 700 番について事務局の説明をお願いいたします。
○事務局長	はい、では資料は 5 ページでございます。受付番号 692 番、貸し人が〇〇さん、鳥淵自治会でございます。申請地は田代川原字上野平原 3,841、地目は畑、地積が 1,240 m ² 、貸付が令和 4 年 2 月 26 日から令和 9 年 12 月 14 日まで、小作料金は〇〇円、借り人は〇〇さん、猪鹿倉自治会でございます。次に、次に 697 番、貸し人が〇〇さん、日置市の方です。申請地が神川字トコロ迫 6,518 の 4、地目が畑、地積が 4,516 m ² 、貸付けが令和 4 年 2 月 26 日から令和 6 年 12 月 14 日まで、小作料金は反当〇〇円、借り人は〇〇でございます。次に 698 番から 700 番ですけれども、貸し人が〇〇さん、垂水市の方でございます。申請地が 3 筆ございます。お目通し願いまして、3 筆合わせて 5,387 m ² 、貸付けが令和 4 年 2 月 26 日から令和 6 年 12 月 14 日まで、小作料金は反当〇〇円、借り人は〇〇でございます。説明は以上です。
○会長	次に、692 番について、元丸委員の報告をお願いいたします。はい。
○元丸委員	借り人の〇〇さんは畜産を主体にして経営しております。若い後継者であります。農地のほうもきれいに管理しておりますので何ら問題ないと思っております。審議をよろしく申し上げます。
○会長	ありがとうございました次に、697 番から 700 番について、宿利原委員の報

	告をお願いいたします。
○宿利原進 委員	697番の〇〇さんの畑は、昨年まで借りていた方が返されまして、後を探してくれということで、〇〇のほうにお願いしたところ、受けてもらいました。698番から700番は、二、三年、耕作者が誰もいなくて、荒地状態になっていたところ、〇〇が借りるということで、契約をしてもらいました。以上です。
○会長	事務局の説明と担当委員の報告ありましたが質疑はありませんか。
○鍋委員	荒地になっていたところは1年目から支払いが生じますか。
○宿利原進 委員	下の698番から700番までは、1年間は無料ということで地主さんとも話が出来ております。
○会長	他に質問はありませんか
○委員	無し
○会長	質疑なしと認め採決いたします。692番から700番については原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	無し
○会長	異議なしと認めます。したがって692番から700番については原案のとおり許可することに決定しました。次に701番から711番について審議しますので、説明をお願いいたします。
○事務局長	まず701番ですが、貸し人が〇〇さん、鹿児島市の方でございます。申請地は城元字後迫4,905の1、地目が畑、地積が3,760㎡、貸付けが令和4年2月26日から令和8年12月14日まで、小作料金が〇〇円、借り人は〇〇さん、川北自治会でございます。続いて702番、貸し人が〇〇さん、川南自治会、申請地が馬場字浜射場5,765の2、地目が畑、地積が4,303㎡、貸付けが令和4年2月26日から令和6年12月14日まで、小作料金が〇〇円、借り人は〇〇さん、安水自治会です。続いて703番、貸し人が〇〇さん、神川新町自治会です。申請地は馬場字浜射場5,765の1、地目が畑、地積が4,776㎡、貸付けは令和4年2月26日から令和6年12月14日まで、小作料金が〇〇円、借り人は〇〇さん、安水自治会でございます。6ページに移っていただきまして、704番、貸し人が〇〇さん、厚ヶ瀬自治会、申請地は城元字一本桑3,639の25、地目が畑、地積が5,347㎡、貸付けが令和4年2月26日から令和5年12月14日まで、小作料金が〇〇円、借り人は〇〇さん、安水自治会です。続いて705番、貸し人が〇〇さん、命苦自治会です。申請地が神川字二ノ塚7,009の7、地目が畑、地積が5,184㎡、貸付けが令和4年2月26日から令和13年12月14日まで、小作料金が〇〇円、借り人は〇〇さん、川南自治会です。続いて706番と707番、貸し人が〇〇さん、鹿屋市、申請地が2筆ございます、お目通し願いまして、2筆で3,455㎡、貸付けが令和4年4月1日から令和19年12月14日まで、小作料金は〇〇円と米を〇〇俵となっております。借り人は〇〇さん、川北自治会です。続いて708番、貸し人が〇〇さん、半下石自治会、申請地が馬場字平野4,692の1、地目が畑、地積が1,152㎡、貸付けが令

	<p>和4年4月1日から令和19年12月14日まで、小作料金が〇〇円、借り人は〇〇さん、川北自治会です。続いて709番、貸し人が〇〇さん、半下石自治会、申請地が馬場字平野4,691の3、地目が畑、地積が595㎡、貸付けが令和4年4月1日から令和19年12月14日まで、小作料金が〇〇円、借り人は〇〇さん、川北自治会でございます。続いて710番、貸し人が〇〇さん、半下石自治会、申請地が馬場字平野4,691の4、地目が畑、地積が901㎡、貸付けが令和4年4月1日から令和19年12月14日まで、小作料金が〇〇円、借り人は〇〇さん川北自治会です。711番、貸し人が〇〇さん、原沢自治会、申請地が田代麓字牧原川原2,660の2、地目が田、地積が907㎡、貸付けが令和4年2月26日から令和8年12月14日まで、小作料金が〇〇円、借り人は〇〇さん、川南自治会でございます。説明は以上です。</p>
○会長	次に701番から705番について安水委員の報告をお願いいたします。
○安水委員	はい、報告をいたします。受付番号701番の借り人の〇〇さんは、たばこ・甘藷を耕作されており、池田地区のリーダー的な存在で、しっかりとした経営をされており何ら問題はないと考えます。受付番号702番、703番の借り人の、〇〇さんは、甘藷・ゴボウを耕作されており、まだまだ耕作面積をふやしたいと大変やる気のある人で、圃場も圃場廻りもきれいに管理されており、何ら問題ないものと考えます。受付番号704番の借り人の〇〇さんは、甘藷を耕作されております。まだまだやる気のある人で、去年よりも今年は耕作面積を増やされております。しっかりと管理されており何ら問題ないものと考えます。受付番号705番の借り人の〇〇さんは、数年前Iターンにて錦江町で農業を始められた方です。現在、蕾菜・トマト・白菜等珍しい品種の野菜を、ネット販売、また八百屋さんへの直販売などをされております。今回ハウスでのトマトの栽培をしたいということで利用権の申請をされたところです。真面目に一生懸命、農業に取り組んでいる方で何ら問題ないと考えます。なお、ハウスに関しては200㎡の単棟のハウスが10基あるところです。4件の審議をよろしくお願いいたします。
○会長	次に706番から710番について畠中推進委員の報告をお願いいたします。
○畠中推進委員	706番から710番の説明をします。借り人の〇〇君は、シキミ・WCS等、取り組んでおります。農地の利用状況もよく、問題ないと思います。
○会長	次に711番について折小野推進の報告をお願いいたします。
○折小野推進委員	711番について説明します。借り人の〇〇さんは、甘藷を主に栽培していらっしゃいます。作付けもきちんとされているので、何ら問題ないと思いますので審議のほどよろしく申し上げます。
○会長	事務局の説明と担当委員の報告がありましたが、質疑はありませんか。
○鈴委員	〇〇君の畑は〇〇さんが作っていたはずですが。
○安水委員	〇〇さんの分については〇〇さんの分が利用権を結ばれておりまして、それを合意解約した後に、〇〇君との今回の申請となりました。〇〇さんのほうと

	は、契約はされていませんでした。
○鈴委員	○○君は甘藷を作っていましたよね。
○安水委員	○○さんは令和4年度に甘藷は作らないということで、ほとんどの農地を、返納している状態です。
○鈴委員	了解しました
○安水委員	すいません、ちなみに先ほどあった○○さんの借りているハウスですけども、広域農道添いにあるハウスで、皆さんも荒れているなというふうに感じられたと思います。それで今回利用権を結ぶに当たりまして1年目に関しては、片づけ代という形で半分の○○円ということで話がされております。
○会長	ほかにありませんか。
○委員	無し
	質疑なしと認め採決します。701番から711番については原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	異議なし。
○会長	異議なしと認めます。したがって701番から711番については原案のとおり決定しました。次に712番から734番について審議しますので、説明をお願いいたします。
○事務局長	はい、では、説明をさせていただきます。6ページの712番から716番ですが、貸し人が○○さん、新田自治会、申請地が5筆ございますので、お目通し願ひまして、5筆で6,085㎡、貸付けが令和4年2月26日から令和8年12月14日まで、小作料金が全部で米○○俵となっております。借り人が○○でございます。7ページに移っていただきまして717番、貸し人が○○さん、鹿児島市の方です。申請地が田代麓松ノ先4,994の11、地目が畑、地積が3,934㎡、貸付けが令和4年2月26日から令和8年12月14日まで、小作料金は○○円、借り人が○○さん、中西自治会です。続いて718番、貸し人が○○さん、大原自治会、申請地が田代麓松ノ先4,994の16、地目が畑、地積が3,457㎡、貸付けが令和4年2月26日から令和8年12月14日まで、小作料金が○○円、借り人は○○さん、中西自治会です。719番、貸し人が○○さん、大原自治会、申請地が田代麓字松ノ先4,994の22、地目が畑、地積は、4,811㎡のうち、2,320㎡、貸付けが令和4年2月26日から令和8年12月14日まで、小作料金が○○円、借り人は○○さん、中西自治会です。720番、貸し人が○○さん、大原自治会、申請地が田代麓松ノ先4,994の19、地目が畑、地積が3,272㎡、貸付けが令和4年2月26日から令和8年12月14日まで、小作料金が○○円、借り人は○○さん、中西自治会でございます。続いて721番から730番、貸し人が○○さん、大原自治会、申請地はお目通し願ひます。合わせまして18,911㎡、貸付けが令和4年2月26日から令和13年12月14日まで、小作料金は○○円、借り人は○○さん、大原自治会でございます。8ページに移っていただきまして、731番から733番、貸し人が○○さん、辺志切自治会、申請地が3

	筆でございます。お目通し願いまして 8,337 m ² 、貸付けが令和 4 年 2 月 26 日から令和 8 年 12 月 14 日まで、小作料金が 10 アール当たり〇〇円、借り人が〇〇さん、昇陽自治会でございます。734 番、貸し人が〇〇さん、鶴園自治会、申請地が田代川原字濱弓場 1,296、地目が田、地積が 3,879 m ² のうち 1,800 m ² 、貸付けが令和 4 年 2 月 26 日から令和 9 年 12 月 14 日まで、小作料金は水利費と〇〇円、借り人が〇〇さん、鶴園自治会となっております。説明は以上です。
○会長	次に、712 番から 730 番について横原推進委員の報告をお願いいたします。
○横原推進委員	報告をいたします。712 番より 716 番につきましては、今まで耕作されていた方が、もう作らないということで、〇〇さんが後を引受けてくれるということでございます。〇〇さんにつきましては皆さん、ご存じのとおりでございます。ここは水稻を耕作されるそうです。次に 717 番から 720 番につきましては、借り人は〇〇さん、蕨とくずを耕作されているようでございます。今までもこの近くに蕨をつくっていらっしゃってきれいに管理をされていました。またこの中で、717 番、720 番につきましては、遊休農地状態で、特に 717 番は機械を入れないと耕作出来ない状態でしたので、小作料金もゼロとなっております。事前事業に機械も入れてあるのですが、やはりきれいになると周りも明るくなっていいなあと思ひ方でした。以上です。よろしく申し上げます。
○会長	次に、731 番から 734 番について貫見委員の報告をお願いいたします。
○貫見委員	はい、報告いたします。731 番から 733 番の借り人の〇〇さんは甘藷を中心に耕作されています。畑周りもきれいにされているので何の問題もないかと思ひます。次に 734 番の借り人の〇〇さんは、畜産農家でございます、これも水田のほうもきれいに耕作されておりますので何ら問題はないかと思ひます。よろしく申し上げます。
○会長	事務局の説明と担当委員の報告がありましたが、質疑はありませんか。
○横原推進委員	すいませんちょっといいですか。721 番から 730 番は継続ですけど説明はよろしかったですか。
○会長	お願いします。
○横原推進委員	それでは、721 番から 730 番につきましては、貸し人の〇〇さんと、〇〇さんは親子で継続ということで契約をされているようでございます。よろしくお願ひいたします。
○会長	ただいま担当の報告ありましたが質疑はありませんか。
○鍋委員	〇〇さんは、一般的にキャベツとか、ああいう野菜関係が主体で、そっちのイメージが強かったのですが水稻も耕作されてらっしゃいますか。
○鳥越委員	大根占では W C S と水稻で 20 町ぐらい耕作されていますよ。
○横原推進委員	〇〇さんの話では、勝手な言い方かもしれませんが大原の米はおいしいということで、そこで作ってみたいということでした。以上です。
○会長	他に質疑はありませんか。
○委員	無し

○会長	質疑なしと認め採決いたします。712 番から 734 番については原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	異議無し
○会長	異議なしと認めます。したがいまして 712 番から 734 番については原案のとおり決定しました。次に 735 番から 737 番について審議しますが、公平な審議とするため○○委員の退席をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。
○事務局長	では 735 番から 737 番ですが、貸し人が○○さん、瀬戸口自治会、申請地が 3 筆ございますのでお目通し願いまして、合わせて 7,388 m ² 、貸付けが令和 4 年 2 月 26 日から令和 9 年 12 月 14 日まで、小作料金は○○円、借り人は○○さん、猪鹿倉自治会でございます。説明は以上です。
○会長	次に、貫見委員の報告をお願いいたします。
○貫見委員	はい、報告いたします。735 番から 737 番の借り人の○○さんは皆さんもご存じのとおり農業委員であり、畜産農家でもございます。○○さんは錦江町の定める要件は全てクリアされていると思いますので何ら問題はないかと思えます。よろしく願います。
○会長	ありがとうございました。事務局の説明と担当委員の報告がありましたが、質疑はありませんか。
○委員	なし。
○会長	質疑なしと認め採決します。735 番から 737 番については原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	異議無し
○会長	異議なしと認めます。したがいまして 735 番から 737 番については原案のとおり決定しました。ここで○○委員の入室を認めます。次に 738 番から 739 番について審議しますが、公平な審議とするため、○○委員の退席をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。
○事務局長	では、738 番と 739 番、貸し人が○○さん、鹿屋市、申請地が 2 筆ございます、お目通し願いまして 6,149 m ² でございます。貸付けが令和 4 年 2 月 26 日から令和 6 年 12 月 14 日まで、小作料金は○○円、借り人は○○さん、安水自治会でございます。説明は以上です。
○会長	次に畠中推進委員の報告をお願いいたします。
○畠中推進委員	738 番、739 番について説明します。○○君は、生大根、甘藷等を作付けされており意欲と能力があり問題ないと思えます。
○会長	事務局の説明と担当委員の報告がありましたが質疑はありませんか。
○委員	無し
○会長	質疑なしと認め採決します。738 番から 739 番については原案のとおり許可することに異議ありませんか。

○委員	異議無し
○会長	異議なしと認めます。したがいまして 738 番から 739 番については原案のとおり決定しました。ここで○○委員の入室を認めます。次に 740 番について審議しますが、公平な審議とするため○○委員の退席をお願いいたします。説明をお願いいたします。
○事務局長	では 740 番、貸し人が○○さん、令和自治会、申請地が神川字高山 5, 783 の 6、地目が畑、地積が 1, 721 m ² 、貸付けが令和 4 年 2 月 26 日から令和 8 年 12 月 14 日まで、小作料金が○○円、借り人は○○さん、令和自治会でございます。説明は以上です。
○会長	次に宿利原委員の報告をお願いいたします。
○宿利原進 委員	740 番の借り人の○○さんは推進委員です。この畑は以前から○○さんが耕作されていましたが、基腐病対策の関係で、新規で契約をしたところです。何ら問題ないと思いますのでよろしく申し上げます。
○会長	事務局の説明と担当委員の報告がありましたが、質疑はありませんか。
○委員	なし。
○会長	質疑なしと認め採決します。740 番については、原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	異議なし。
○会長	異議なしと認めます。したがいまして 740 番については原案のとおり決定しました。ここで○○委員の入室を認めます。次に 741 番について事務局の説明をお願いいたします。
○事務局長	はい。741 番、貸し人が○○さん、佐賀県の方です。申請地は田代川原上荻ノ隅 55、地目が田、地積が 780 m ² 、貸付けが令和 4 年 2 月 26 日から令和 8 年 12 月 14 日まで、小作料金は○○円、借り人は○○さんでございます。説明は以上です。
○会長	次に貫見委員の報告をお願いいたします。
○貫見委員	はい。報告いたします。741 番の借り人の○○さんは推進委員でございます。この土地は○○さんが耕作をされている隣接地でありましたので、今回耕作してもらおうことになりました。何ら問題はないかと思っておりますのでよろしく申し上げます。
○会長	事務局の説明と、担当委員の報告がありましたが、質疑はありませんか。
○委員	無し
○会長	質疑なしと認め採決します。741 番については原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	異議無し
○会長	異議なしと認めます。したがいまして 741 番については原案のとおり決定しました。次に 742 番から 761 番について審議しますので事務局の説明をお願い

	いたします。
○事務局長	<p>はい。説明をしますが、以降は中間管理事業の件でございます。今さらではございますが、再配分の予定者はA4の紙がお配りしてあると思いますので、そちらもご覧になりながら説明をお聞きいただければと思います。まず742番、貸し人が〇〇さん、鹿屋市、申請地が田代川原字馬庭原517、地目が田、地積が487㎡、貸付けは令和4年2月28日から令和9年2月27日まで、小作料金は米を〇〇キロとなっております。9ページに移っていただきまして、743番、貸し人が〇〇さん、鹿児島市、申請地が田代麓ホケノ頭1,285の2、地目は畑、地積が762㎡、貸付けが令和4年2月28日から令和9年2月27日まで、小作料金は〇〇円。744番、貸し人が〇〇さん、鹿屋市、申請地は田代麓ホケノ頭1,285の1、地目が畑、地積が813㎡、貸付けが令和4年2月28日から令和9年2月27日まで、小作料金は〇〇円。745番、貸し人が〇〇さん、岩崎自治会、申請地が田代麓中渡瀬1,584の1、地目が田、地積が546㎡、貸付けが令和4年2月28日から令和9年2月27日まで、小作料金は〇〇円。746番から750番、貸し人が〇〇さん、鹿児島市、申請地が5筆ございます、お目通し願いまして合わせて7,076㎡、貸付けが令和4年2月28日から令和9年2月27日まで、小作料金もそれぞれ設定してございますのでお目通し願います。751番、貸し人が〇〇さん、岩崎自治会、申請地が田代麓上川原迫1,316、地目が畑、地積が1,245㎡、貸付けが令和4年2月28日から令和9年2月27日まで、小作料金が〇〇円。続いて752番、貸し人が〇〇さん、山下自治会、申請地が田代麓カチャ1,604の1、地目は畑、地積が1,263㎡、貸付けが令和4年2月28日から令和9年2月27日まで、小作料金が〇〇円。次に753番と754番、貸し人が〇〇さん、下自治会、申請地は2筆ございます、お目通し願いまして、合わせて2,984㎡、貸付けが令和4年2月28日から令和9年2月27日まで、小作料金はそれぞれ〇〇円となっております。755番、貸し人が〇〇さん、上山ノ口自治会、申請地が田代麓字山ノ口2,240の1、地目が田、地積が2,107㎡、貸付けが令和4年2月28日から令和9年2月27日まで、小作料金が〇〇円となっております。10ページをご覧いただきたいと思います。756番、貸し人が〇〇さん、岩崎自治会、申請地は田代麓字榎木1,743、地目が田、地積が291㎡、貸付けが令和4年2月28日から令和9年2月27日まで、小作料金は〇〇円。次に757番から759番、貸し人が〇〇さん、鹿児島市、申請地が3筆ございます、お目通し願いまして3筆で5,485㎡、貸付けが令和4年2月28日から令和9年2月27日まで、小作料金は〇〇円、〇〇円、〇〇円と設定されております。760番、貸し人が〇〇さん、岩崎自治会、申請地は田代麓尾ノ後2,409の1、地目が田、地積が1,208㎡、貸付けが令和4年2月28日から令和9年2月27日まで、小作料金は米を〇〇キロ。最後ですが761番、貸し人が〇〇さん、瀬戸山自治会、申請地が城元字集り1,366の1、地目が田、地積が2,209㎡、貸付けが令和4年2月28日から令和14年2月27日まで、</p>

	小作料金が〇〇円となっております。説明は以上です。
○会長	事務局の説明がありましたが、質疑はありませんか。
○委員	無し
○会長	質疑無しと認め採決いたします。742 番から 761 番については原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	異議無し
○会長	異議なしと認めます。したがいまして 742 番から 761 番については原案のとおり決定しました。次に議案第 39 号「非農地証明願について」を審議しますので、説明をお願いいたします。
○事務局長	はい資料は 12 ページをご覧くださいと思います。受付番号は 5 番でございます。申請人は〇〇さん、瀬戸口自治会の方です。申請のあった土地につきましては田代川原字大長野、地番が 4,192 の 6 と、4,192 の 7 でございます。地目につきましては、台帳が畑、現況が山林、地積が 2,283 m ² と 2,793 m ² となっております。場所について、私も現地には行きましたけれども報告と一緒に元丸委員のほうにお任せしたいと思います。事務局の説明は以上です。
○会長	次に元丸委員の報告をお願いいたします。
○元丸委員	2 月 21 日に事務局 2 人と弓指推進委員で調査をいたしました。この土地は瀬戸口集落のちょっと山手のほうにあるところですが、長年耕作されていなくて、もう全面に「にが竹」が広がっておりまして、元の農地に戻すのは無理であろうということと、また周辺に別な農地もなくほかに迷惑をかけるような場所でもないところから、非農地として認めるべきだろうということで判断いたしました。よろしく願います。
○会長	事務局の説明と担当委員の報告がありましたが質疑はありませんか。
○委員	なし。
○会長	質疑なしと認め採決します。議案第 39 号については原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	異議無し
○会長	異議なしと認めます。したがいまして議案第 39 号については原案のとおり決定しました。次に議案第 40 号「農業経営基盤強化促進に関する基本的な構想の見直しに係る意見について」を審議しますので、説明をお願いいたします。
○事務局	説明をいたします。基本的な構想についてはですね平成 28 年に 1 度見直しをしております。5 年たったということで、また見直しをするということであり、修正点だけを述べていきたいと思っておりますので、お手元に資料が別冊で配っておりますので見てください。変更があったところは赤文字になっておりますのでよろしくお願いいたします。まず開いていただいて、目次ですが、第 6 のところが今まで農地利用集積円滑化事業とありましたが、これが 5 年ほど前に農地中間管理事業が出来まして変更になっており、文言が変えてあります。1

ページ、作物名が赤色で増えていると思いますが、度重なるはたばこの廃作事業で、たばこの作付けの方が極端に減ったということで面積が減りました。あと、そういったところで順番を入れ替えて、甘藷のほうを先に持ってきて、加工用大根、そういったところを前に持ってきたところ。次に施設園芸において、最近ピーマン農家の戸数が増えまして、作付けに合わせて作付面積も増えたということで、テーマの順位を上げてあるところ。それから中段のところ、一部遊休農地としてあったところが遊休農地じゃなくて荒廃農地というふうに言葉を改めるということです。次に2ページを開いていただいて、これについては農地利用円滑化事業というのが無くなり、農地中間管理事業と変わったので、それに合わせた制度あるいはその法律番号そういったものが、変更になったところ。ここはお目通しを願いたいと思います。次に、3ページ、もともとサラリーマン農家というふうに記載されていたのですが、サラリーマンというのは、例えば勤務をされている方ということであり、そうではなくて個人事業者で、兼業で農業されている方もいらっしゃるということで、サラリーマンを改めて兼業農家に変更したいということです。それから4ページ、青年等という表記とあったところを、現在は新規就農者というふうに呼んでいますので青年等を新規就農者等に改めるということです。次に8ページですね、もともとたばこ複合のところ、繁殖牛とか入っていたところに露地野菜を入れ込んで繁殖牛を削除したところ。それに関連するものを右のほうにずっと削除してあります。それから次のたばこ複合2というのがあったのを削除して、生産牛部門という文言が記入されています。生産牛のところ、35頭だったのを最近規模を大きくされていらっしゃる方が多いということで50頭に変更して、飼料の面積のほうを追加したところ。次8ページの1番最後のところ、肉用牛一貫というところで飼料の追加があります。それから15ページのところは、たばこ複合のところ、複合1と記載されていたのを削除して、たばこ複合ということで、水稻繁殖牛を削除しまして、露地野菜を入れてあるところ。たばこ複合2を削除して一本化をしたところ。次に116ページのところで、生産牛専門のところに飼料の追加というものをしております。それから、肉用牛一貫のところでも飼料の面積の追加です。18ページのところで、農用地の改善に関する事項というところの目標値を、令和12年度に80%まで持っていくという目標を掲げたということです。あとは効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積の目標のところを、個別経営体とか組織経営体と表記してあったところを、担い手の地域における、土地利用面積で、農地中間管理事業利用権設定等促進事業による借入れのうちのほかに自己所有農地の作業受託面積の合計、面積のシェアの目標である基本法、県のほうの基本方針と同じ令和12年度とするということで、改正になっております。次に19ページのところが、農業経営基盤強化促進基本方針となっていたところを、事業に関する事項というふうに変更して、そして農地利用集積円

	<p>滑化事業の実施、農地利用集積田滑化事業がなくなったというところで、削除して、項目を繰上げたところです。次に同じく耕作放棄地と記載していたものを、荒廃農地の解消に努めるというふうに変更しております。21 ページの、ちょっと中ほどより下のほうになりますけれども、運用通知とあったものを基本要綱と改めたところです。次に 22 ページ、改正前にあった 4 番を削除しまして、次にあったものを繰上げて 4 にしたところであります。それから、(6) 番のところを変更した関係で、4 と表記していたところが 3 になったというところであります。それから 23 ページの中程になりますけれども、農業経営基盤強化促進法施行規則で定めると記載されていましたが、これを農地法施行規則に変更をしてあります。そして、農業委員会に報告しなければならないというところを追加したところであります。それから 24 ページにつきましては、改正前の 12 番を削除しまして、次の項目を繰上げたところです。25 ページ、改正前の 3 を削除しまして、次の項目を 3 に改めて、そして遊休農地と表記されていたものを荒廃農地に変更をしたところです。30 ページ、青年就農給付金の制度が変わりまして、呼び名が変わって農業次世代人材投資事業に変更になっていますので改めたところです。それから 31 番についてはですね、農地利用集積田滑化事業が改め、廃止になった関係で農地中間管理事業に関する事項に、修正をかけたところです。改正点だけを説明しました。</p>
○会長	ただいま事務局の説明がありました但し質疑ありませんか。
○委員	無し
○会長	質疑なしと認め採決します。議案第 40 号については原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	異議無し
○会長	異議なしと認めます。したがって議案第 40 号については原案のとおり決定しました。以上で令和 4 年 2 月 錦江町農業委員会定例総会の付議事項の審議を終了いたします。
○事務局	では姿勢を正してください。以上で 2 月の定例総会を終わりたいと思います。一同礼。ご苦労さまでした。

錦江町農業委員会会議規則第 2 3 条第 2 号の規定により署名する。

会 長

12 番

13 番

議事録調整者